



第3章 計画の基本的な考え方

第3章では、改めて本計画の目的について、計画推進にあたっての「三重県の決意」として述べるとともに、「防災の日常化」のあるべき姿について説明します。

また、自助・共助・公助の考え方に基づき、取組の推進にあたって、それぞれの取組主体に期待される役割についても整理しています。

1 目的

東日本大震災では、国内観測史上最大のマグニチュード 9.0 の地震が観測され、想定をはるかに超えた巨大津波により、多くの尊い命が奪われました。

この震災の経験を私たちは決して忘れてはいけません。

被災地では、今なお多くの人々が仮設住宅での生活を送るなど、厳しい状況に置かれています。震災からの復旧・復興は道半ばであり、本格的な復興には長い時間が必要であることを教えてくれています。

本計画は、東日本大震災の経験、反省、教訓をふまえた、新たな計画として策定するものです。

これまでの地震対策は、どちらかと言えば、発災時までにいかに予防策を講じていくかに主眼が置かれていました。

本計画は、こうした予防策に加え、発災直後の対応を的確に行い、人々の命を守ること、そして、災害が長期化することを念頭に置き、人々の生活の回復を図ることまでを視野に入れ、そのための準備として、今、何をなすべきかを考えるものです。

また、今後の地震・津波対策において、「想定外」という言葉を用いることは許されません。

本計画は、過去最大クラスの南海トラフ*地震への対策を基本としつつ、人命を救うための避難対策や特に防災上重要な施設の機能の確保などにかかる対策については、理論上最大クラスの地震がもたらす最悪のシナリオも念頭に置い

た上で策定します。

そして、本計画では、災害対応の時間軸に沿って、必要な対策を、「災害予防・減災対策」、「発災後対策」、「復旧・復興対策」としてとりまとめるだけでなく、その中でも三重県として特に注力すべき取組課題を「県民の命を守り抜く」ための「選択・集中テーマ」として掲げ、強力に推進していきたいと考えています。

本計画の目的は、こうした地震・津波対策の着実な実施です。

地震・津波対策に終わりはありません。過去、何度も繰り返し大きな被害を受けてきた三重県にとって、地震・津波対策は、これからも取り組み続けなければならない永遠の課題です。

その際に、大切となる考え方。それは、「防災の日常化」です。

本計画では、それぞれの取組（行動項目）の達成はもとより、それらの取組を通じて、地震・津波対策が非日常的な特別な活動ではなく、日々の業務や生活と一体となった当たり前のものとなること、つまり「防災の日常化」をめざすこととします。

2 『防災の日常化』のあるべき姿

南海トラフを震源域とする巨大地震が今世紀前半にはほぼ確実に発生すると言われる中、本計画に掲げる対策の着実な実施を通じて、できるだけ早期に、「防災の日常化」の3つのあるべき姿が実現していることをめざします。

あるべき姿 その1

○東日本大震災を機に急速に高まった、県民一人ひとりの防災意識のさらなる向上が図られ、その意識の高まりが行動に結びついている

あるべき姿 その2

○防災・減災に向けた取組が、特段に意識すべき特別な活動ではなく、通常の事業活動や行政運営のベースに位置づけられ、自主的・持続的な活動として定着している

あるべき姿 その3

- 「自助」、「共助」、「公助」の取組の結集により、「県民力」による総力を挙げて、災害に強い三重づくりが進み、子や孫の世代まで引き継がれている

3 それぞれの取組主体に期待される役割

地震・津波対策は、県民の皆さんのが自らの身の安全を自ら守る「自助」を実践した上で、自らの地域は皆で守る「共助」に努めるとともに、「公助」の役割を担う県、市町及び防災関係機関は、それら「自助」「共助」を促進または後押しする、という考え方を基本として取り組む必要があります。

本計画は、県が主体的に取り組む対策をまとめたものですが、その推進にあたっては、県民や事業者の皆さんによる「自助」や「共助」の取組なくして、対策を進めることはできません。また、市町や防災関係機関等による「公助」の取組も、対策を進めていく上で必要不可欠な要素です。それぞれの主体が自らの役割を担い、力を結集し、連携・協力して「防災の日常化」に向けた取組を進めます。

(1) 県民

「自助」の考えに基づき、自分の命や生活を守る活動を行う個人

「共助」の考えに基づき、地域防災活動を担う団体、自主防災組織*、災害ボランティア など

(期待される役割)

- 自然の脅威を知り、正しい防災知識をもつ。

- 住宅の耐震化、家具の固定、非常時の食料備蓄など、大規模地震に備える。

- 災害時には自らの命を守るために率先して「逃げる」。

- 平常時から防災訓練などを実施して、地域の防災力向上に取り組む。

- 災害時には行政や他の地域団体と連携・協力して、救助・救援活動に取り組む。

(2) 事業者

企業、医療法人、学校法人 など

(期待される役割)

- 従業員や施設の安全確保に取り組む。

- 事業所における防災活動に取り組む。
- 地域の自主防災組織、NPOなどと連携・協力して、地域の防災力向上に取り組む。

(3)行政

県、市町、防災関係機関 など

(期待される役割)

- 自主的な防災活動が継続して実施される気運を一層高める施策を推進する。
- 防災基盤の整備を推進する。
- 情報収集・情報提供体制など災害時における活動体制を一層強化する。